

No. 138(2014/8)

ORACLE AMERICA, INC v. GOOGLE INC
米連邦控訴審裁判所 (CAFC) 2014 年 5 月 9 日判決¹
～アプリケーションプログラミングインターフェースの著作物性が肯定された事例～

弁護士 石新智規

◆ 目次

- 1 はじめに ... 1 <掲載部分
- 2 事件の経緯 ... 2
- 3 論点 ... 4
- 4 CAFC の判断 ... 4
 - (1) Java API の著作物性について ... 4
 - ① Declaring Code に対するあてはめ
 - ② API パッケージの SSO について
 - (2) フェアユースについて ... 9
 - ① コンピュータの互換性を達成する必要性と著作物性の関係性
 - ② Google の Java API の複製はフェアユースか
- 5 コンピュータプログラムの保護範囲を巡る裁判例の動向 ... 10
 - (1) Franklin 事件から Paperback 事件まで ... 10
 - (2) Altai 事件から Lotus 事件まで ... 11
- 6 本件の評価 ... 13
 - (1) Baker 判決と著作権法 102 条(b)の解釈 ... 13
 - (2) コンピュータプログラムの法的保護の在り方 ... 15

1 はじめに

近時、米国やヨーロッパにおいて著作権リフォームが注目されている。インターネット時代の本格化した 2000 年以降に普及したデジタル技術と著作権の対立の止揚が求められている時代が到来していると言えそうである。

¹ Oracle Am., Inc. v. Google Inc., 750 F.3d 1339

歴史的にみて、技術と著作権の対立は、著作権という法概念（又は権利）の誕生以来の宿命であり、米国では、ビデオカセットテープへのテレビ番組の複製がフェアユースかが争われた1984年のソニー判決以降、数多くの著作権裁判においてテクノロジーと著作権の調和が論点とされてきた。

特に、ソニー判決後の1980年代後半から90年代は、Whelan判決（1986）²がプログラムの文字的(literal)要素であるコードだけではなく、非文字的(nonliteral)な要素であるコンピュータプログラムの構造(Structure)、シーケンス(Sequence)及び組織(Organization)（以下、「SSO」と略す。）にも広範に著作権の保護を及ぼしたことを契機に、コンピュータプログラム著作権の保護範囲を巡る議論が盛んに行われた時期であった。

SSOに対しても著作権保護を及ぼすWhelan判決はその後厳しい批判に晒され、その批判を受け入れる形で、Altai判決（1992）は、Whelan判決とは異なる、非文字的要素の保護範囲を限定的に解釈する基準を採用し、その基準は多くの支持を得た。³

さらに、Accolade判決（1992）⁴は、Sega製のゲームコンソール(Game Console)上で動作するゲームカートリッジ(Game Cartridge)を製作する過程で、コンソール・カートリッジ間のインターフェースの機能を理解するために、Segaのプログラムをリバースエンジニアリングすることをフェアユースとして許容した。こうした流れの中で、ソフトウェアの著作権による保護は相当程度厳格に解釈されるようになり、SSOに法的保護を求める者は特許権による保護を求めるべきとの思潮が一般的なものとなっていた。

ところが、本判決は、すでに定着したと考えられていた裁判例の動向を踏まえAPI（アプリケーションインターフェース、以下「API」という。）のSSOの著作物性を否定した原判決⁵の判断⁶を覆したため、驚きをもって受け止められている。⁷

（以上 全17ページ）

² 【日本・アメリカ】コンピュータ・著作権法（デニス＝カージャラ・楢山敬士共著、日本評論社（1989）、「カージャラ＝楢山」）168頁以下

³ Dennis S. Karjala, A Coherent Theory For The Copyright Protection of Computer Software and Recent Judicial Interpretations, 66 U. Chi. L. Rev. 53, 83 は、Altai判決「に続くほとんど全ての裁判所がその（Altai判決の）理由づけと分析手法を受け入れ、従おうとしている」と評価する。

⁴ *Sega Enters. Ltd. v. Accolade, Inc.*, 977 F.2d 1510, 1525 (9th Cir. 1992)

⁵ Appeals from the United States District Court for the Northern District of California in No. 10-CV-3561, Judge William H. Alsup.

Oracle Am., Inc. v. Google Inc., 872 F. Supp. 2d 974, 2012 U.S. Dist. LEXIS 75896 (N.D. Cal., 2012)

⁶ 著作物性に関する原決定（CAFCがCopyrightability Decisionと呼ぶ決定）は、Whelan判決からAccolade判決にいたる過去の裁判例を第9巡回区の裁判例に限らず広く検討し、結論を導いている。

⁷ Altai @ 21: Software Copyrights Revisited, <http://www.law.berkeley.edu/15775.htm> 本判決前から、果たして、CAFC（連邦巡回区控訴裁判所）が回帰的にプログラムのSSOを保護するのかどうか注目が集まっていた。